

令和6年度 地域密着型サービス関係各種会議の開催状況について

1 運営推進会議および介護・医療連携推進会議とは

運営推進会議および介護・医療連携推進会議（以下「運営推進会議等」）とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するものである。事業者は、運営推進会議等において活動状況等を報告し、運営推進会議等による評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 基準開催回数

会議の種類	サービスの種類	開催回数
介護・医療連携推進会議	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	概ね6か月に1回 (年2回)
運営推進会議	地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	概ね6か月に1回 (年2回)
	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	概ね2か月に1回 (年6回)

3 主な参加者

地域密着型サービス事業者、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町会・自治会代表者、民生・児童委員等）、地域の医療関係者^(※)、区の職員又は長寿サポートセンターの職員、各地域密着型サービスについて知見を有する者等

※介護・医療連携推進会議のみ

4 会議の開催状況（令和7年3月末現在）

サービスの種類	開催事業所数	開催回数	主な議題	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4事業所 (全4事業所)	8回	利用者の事例紹介、外部評価等	サービス利用状況、人員の状況、事故報告、災害発生時の対応等
地域密着型通所介護	33事業所 (全36事業所)	64回	事業所の特色の紹介等	
認知症対応型通所介護	12事業所 (全12事業所)	22回	機能訓練メニューの紹介等	
小規模多機能型居宅介護	4事業所 (全4事業所)	19回	通所、宿泊サービスの利用状況、外部評価等	
認知症対応型共同生活介護	24事業所 (全24事業所)	122回	日々の生活の紹介、近隣団体との交流等	